

臨時代理議決

平成30年9月6日

第33号議案

平成30年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

平成30年9月11日

教育長 橋本 幸三

別 紙

平成30年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成30年9月3日付け30財第105号で意見を求められました平成30年9月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 内 容

- (1) 平成30年度京都府一般会計補正予算（第3号）
異議ありません。

- (2) 青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件
異議ありません。

平成30年 月 9日
京 都 府 議 会 定 例 会 議 案

平成30年 9 月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	平成30年度京都府一般会計補正予算(第3号).....	1
第2号議案	平成30年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号).....	7
第3号議案	京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件.....	9
第4号議案	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件.....	11
第5号議案	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件.....	13
第6号議案	京都府立都市公園条例一部改正の件.....	19
第7号議案	建築基準法施行条例一部改正の件.....	21
第8号議案	京都府府営住宅条例一部改正の件.....	23
第9号議案	京都府立医科大学附属北部医療センターがん診療棟整備工事委託契約締結の件.....	25
第10号議案	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約変更の件.....	27
第11号議案	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター建設工事委託契約変更の件.....	29
第12号議案	京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)工事請負契約変更の件.....	31
第13号議案	京都府警察本部庁舎新築工事請負契約変更の件.....	33
第14号議案	財産取得の件.....	35
第15号議案	損害賠償の額を定める件.....	37
第16号議案	都市公園を設置すべき区域の決定の件.....	39
第17号議案	平成29年度京都府一般会計及び特別会計歳入歳出決算を認定に付する件.....	41
第18号議案	平成29年度京都府電気事業会計決算を認定に付する件.....	43

第19号議案	平成29年度京都府水道事業会計決算を認定に付する件	45
第20号議案	平成29年度京都府病院事業会計決算を認定に付する件	47
第21号議案	平成29年度京都府工業用水道事業会計決算を認定に付する件	49

第 1 号 議 案

平成30年度京都市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度京都市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,177,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,055,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（府債の補正）

第 3 条 府債の変更は、「第3表府債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成30年9月13日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第 1 号 議 案 平成30年度京都市一般会計補正予算（第3号）

1

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		73,788,771	2,438,500	76,227,271
	1 国庫負担金	46,866,740	2,307,000	49,173,740
12 繰入金	2 国庫補助金	25,195,271	131,500	25,326,771
		9,146,024	82,500	9,228,524
14 諸収入	2 基金繰入金	8,427,643	82,500	8,510,143
		84,138,336	123,000	84,261,336
15 府債	4 受託事業収入	3,086,436	123,000	3,209,436
		119,374,000	2,533,000	121,907,000
歳入	1 府債	119,374,000	2,533,000	121,907,000
	合 計	880,878,204	5,177,000	886,055,204

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		46,748,205	31,700	46,779,905
	1 総務管理費	23,932,258	15,700	23,947,958
2 企画費		7,510,216	10,000	7,520,216
	6 防災費	982,054	6,000	988,054

3	民 生 費		156,173,700	42,500	156,216,200
		1 社 会 福 祉 費	123,950,468	17,000	123,967,468
		2 児 童 福 祉 費	28,217,617	25,500	28,243,117
4	衛 生 費		24,149,466	3,000	24,152,466
		1 公 衆 衛 生 費	7,797,118	3,000	7,800,118
5	働 働 費		4,617,607	1,000	4,618,607
		1 労 政 費	505,244	1,000	506,244
6	農 林 水 産 業 費		20,865,958	39,300	20,905,258
		1 農 業 費	6,226,277	35,000	6,261,277
		3 畜 産 業 費	1,518,768	4,300	1,523,068
7	商 工 費		76,261,179	122,300	76,383,479
		1 商 工 業 費	75,351,511	4,300	75,355,811
		2 観 光 費	659,328	118,000	777,328
8	土 木 費		65,964,736	10,000	65,974,736
		1 土 木 管 理 費	10,338,303	10,000	10,348,303
9	警 察 費		79,884,112	60,000	79,944,112
		1 警 察 管 理 費	77,838,589	60,000	77,898,589
10	教 育 費		169,196,361	393,200	169,589,561
		1 教 育 総 務 費	14,251,273	4,200	14,255,473
		4 高 等 学 校 費	39,846,433	173,000	40,019,433
		5 特 別 支 援 学 校 費	13,437,754	44,000	13,481,754

第1号議案 平成30年度京都市一般会計補正予算(第3号)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費	6 大 学 費	12,139,144	47,000	12,186,144
	8 文 化 財 保 護 費	2,542,685	125,000	2,667,685
歳 出	1 農林水産施設災害復旧費	10,513,505	4,474,000	14,987,505
	2 土木施設災害復旧費	1,101,077	974,000	2,075,077
	合 計	9,333,428	3,500,000	12,833,428
	合 計	880,878,204	5,177,000	886,055,204

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 年	項	期 間	限 度	額
平成30年度	土木総務費	平成30年度から平成31年度まで		200,000
平成30年度	道路維持費	平成30年度から平成31年度まで		450,000
平成30年度	河川総務費	平成30年度から平成31年度まで		37,000
平成30年度	港湾管理費	平成30年度から平成31年度まで		30,000
平成30年度	都市公園事業費	平成30年度から平成31年度まで		110,000

2 変更

事項	補正		前年度		正		後	
	期	間	限	額	期	間	限	額
平成30年度道路新設改良事業費	平成30年度	から平成34年度まで		5,900,000	平成30年度	から平成34年度まで		6,490,000
平成30年度橋りょう維持費	平成30年度	から平成31年度まで		850,000	平成30年度	から平成31年度まで		1,150,000
平成30年度橋りょう新設改良事業費	平成30年度	から平成33年度まで		800,000	平成30年度	から平成33年度まで		950,000
平成30年度河川改良事業費	平成30年度	から平成32年度まで		1,369,000	平成30年度	から平成32年度まで		1,814,000
平成30年度砂防事業費	平成30年度	から平成31年度まで		200,000	平成30年度	から平成31年度まで		320,000
平成30年度海岸保全費	平成30年度	から平成31年度まで		50,000	平成30年度	から平成31年度まで		88,000
平成30年度街路事業費	平成30年度	から平成31年度まで		700,000	平成30年度	から平成31年度まで		730,000
平成30年度歴史的建造物等保存伝承事業費	平成30年度	から平成31年度まで		297,000	平成30年度	から平成31年度まで		426,000

第3表 府債補正

起債の目的	補正		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設等災害復旧事業費	2,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(償還期間を合む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をできる。	10,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(償還期間を合む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をできる。
北部医療センター防 waters 対策事業費	—	—	—	—	30,000	—	—	—
府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費	—	—	—	—	328,000	—	—	—
単独災害土木復旧事業費	2,300,000	—	—	—	3,800,000	—	—	—
現年発生補助災害土木復旧事業費	1,916,000	—	—	—	2,582,000	—	—	—
現年発生補助災害林道復旧事業費	2,000	—	—	—	3,000	—	—	—
計	119,374,000	—	—	—	121,907,000	—	—	—

第4表 繰越明許費

款	項	事業	金額
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費	9,080,000

第5号議案

青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月13日提出

京都府知事 西脇隆俊

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の6」を「第24条の12」に、「第24条の7・第24条の8」を「第24条の13・第24条の14」に改める。

第12条第5号中「がん具刃物類 がん具」を「玩具刃物類 玩具」に改め、同条第9号中「昭和23年法律第122号」の右に「。以下「風営法」という。」を加え、同条に次の3号を加える。

- 01) 有善役務提供営業 店舗型有善役務提供営業及び無店舗型有善役務提供営業をいう。
- 02) 店舗型有善役務提供営業 次のいずれかに関する営業であつて、客の性的好奇心をそそおそれがあるもの（風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
 - ア 店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
 - イ 店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業
 - ウ 店舗を設け、営業に従事する者が当該店舗において専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業
 - エ 店舗を設け、当該店舗において営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業
 - オ 喫茶店、バーその他の設備を設けて客に飲食をさせる営業であつて、次のいずれかに関するもの

第5号議案 青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件

1

(ウ) 客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接する営業であつて、青少年が客に接することを明示し、又は連想させる

文字、番号、記号その他の符号として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

(イ) 客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい衣服を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができ
るような姿態をさせるもの

(ロ) 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業であつて、客の性的好奇心をそそおそれがあり、事務所、受付所（当該無店舗型有害役務提供営業に係る役務の提供以外の客に接する業務に従事するための施設をいう。以下同じ。）、当該無店舗型有害役務提供営業に従事する者で客の依頼に応じて派遣されるものと当該客とが接する場所その他規則で定める場所が府の区域内にあるもの（店舗型有害役務提供営業又は風営法第2条第7項に規定する無店舗型風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

ア 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業であつて、当該役務を受け派遣することにより営むもの

イ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業であつて、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ウ 営業に従事する者が専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業であつて、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

エ 営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業であつて、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

第13条の3第1項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」を「風営法」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「規則の」を「規則で」に改める。

第14条の見出し中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改め、同条中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に、「一に」を「いずれ

かに」に改め、同条第2項中「がん具刃物類の」を「玩具刃物類の」に、「がん具刃物類」を「玩具刃物類（以下「有害玩具

刃物類」に改める。

第15条第1項中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改める。

第15条の4第1項中「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改める。

第24条の2第1項中「物品」の右に「(以下「文書等」という。)」を加える。

第24条の8を第24条の14とする。

第24条の7第1項ただし書中「第2号」の右に「又は第4号(前条に係る部分に限る。)」を加え、同項第4号中「又は第16条の2」を「、第16条の2又は前条」に改め、同条第2項中「指定」の右に「又は命令」を加え、同条を第24条の13とし、第4章中第24条の6の次に次の6条を加える。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第24条の7 店舗型有害役務提供営業を営む者は、当該店舗型有害役務提供営業に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
- (2) 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、当該無店舗型有害役務提供営業に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
- (2) 受付所を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
- (3) 青少年を客とすること。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

第24条の8 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年を有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (2) 青少年を有害役務提供営業の客となるように勧誘すること。
- (3) 青少年に対し、有害役務提供営業に係る名称等を記載した文書等を頒布すること。
- (4) 有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させること。

第5号議案 青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件

- (5) 有害役務提供営業の客となるように青少年に勧誘させること。
- (6) 有害役務提供営業に係る名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止表示等)
- 第24条の9 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年が営業所に客として立ち入ること
ができない旨（無店舗型有害役務提供営業を営む者については、青少年が客となることができない旨）を明らかになしなければならない。
- 2 有害役務提供営業を営む者は、規則で定めるところにより、当該有害役務提供営業に係る営業所（無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、
受付所）の入口等立ち入りとする者の見やすい場所に、青少年が客として立ち入ることができない旨の掲示をしなければならない。
- (従業者名簿)
- 第24条の10 有害役務提供営業を営む者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所ごとに従
業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。
- (1) 店舗型有害役務提供営業 当該店舗型有害役務提供営業の営業所
- (2) 事務所又は受付所を設けて営まれる無店舗型有害役務提供営業 当該事務所又は当該受付所
- 2 有害役務提供営業を営む者が当該有害役務提供営業に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿を調製してい
る場合において、当該労働者名簿を前項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所ごとに備えているときは、当該労働者名簿を
同項の従業員名簿とみなして同項の規定を適用する。
- (中止命令等)
- 第24条の11 知事の指定する職員又は警察官は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第24条の7第2項（第3号に係
る部分に限る。）又は第24条の8（第3号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務提供営業を営む者又はその代理人、
使用人その他の従業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講じることができる。
- (有害役務提供営業の停止の命令等)
- 第24条の12 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務提供営業に関し、第24条の7第1項若しくは

第2項(第3号に係る部分を除く。)、第24条の8(第3号に係る部分を除く。)、第24条の9若しくは第24条の10の規定に違反する行為をしたとき又は前条の規定による命令に従わなかつたときは、当該有言役務提供営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有言役務提供営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容、当該命令を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。第31条第1項中「第21条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第21条の規定に違反した者
- (2) 第24条の12の規定による命令に違反した者
- 第31条第6項中「又は第24条の4」を「、第24条の4、第24条の7第1項若しくは第2項(第3号に係る部分を除く。)
- 又は第24条の8(第3号に係る部分を除く。))」に、「第2項、第3項」を「から第3項まで、第4項」に、「第4項(」を「第5項(」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第24条の9の規定に違反した者
- (4) 第24条の10の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 第31条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項に次の2号を加える。
- (5) 第24条の8(第3号に係る部分を除く。)
- の規定に違反した者
- (7) 第24条の11の規定による命令に違反した者
- 第31条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 第24条の7第1項又は第2項(第3号に係る部分を除く。)
- の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

報道解禁日時の取扱い	
・ラジオ、テレビ	9月6日(木) 議会運営委員会終了後
・新聞	同上

平成30年9月京都府議会定例会提出見込議案

(教育委員会関係分)

1 平成30年度京都府一般会計補正予算(第3号)



○第1号議案 平成30年度京都府一般会計補正予算（第3号）

1 歳出予算補正

（単位：千円）

項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
教育費	127,157,621	346,200	127,503,821	0	220,000	123,000	3,200
教育総務費	14,251,273	4,200	14,255,473	0	3,000	0	1,200
小学校費	34,210,193	0	34,210,193	0	0	0	0
中学校費	21,271,138	0	21,271,138	0	0	0	0
高等学校費	39,845,433	173,000	40,018,433	0	173,000	0	0
特別支援学校費	13,437,754	44,000	13,481,754	0	44,000	0	0
社会教育費	745,960	0	745,960	0	0	0	0
文化財保護費	2,542,685	125,000	2,667,685	0	0	123,000	2,000
保健体育費	853,185	0	853,185	0	0	0	0
災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0	0	0
合計	127,217,621	346,200	127,563,821	0	220,000	123,000	3,200

（主要事項）

（単位：千円）

事項	予算額	財源内訳		摘要
		特定財源	一般財源	
府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費	221,200	起 220,000	1,200	資料1
歴史的建造物等保存伝承事業費	123,000	諸 123,000	0	資料2
文化財災害復旧事業費	2,000	0	2,000	資料3

2 債務負担行為補正（変更）

（単位：千円）

事項	期間	限度額	
平成30年度歴史的建造物等保存伝承事業費	平成30年度から平成31年度まで	変更前	297,000
		変更後	426,000

平成30年度9月補正予算案主要事項説明

共 通

事業名	府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費		新規・ 継続の別	新規	
予算額	341,000千円 (うち教育委員会221,200千円)	国庫 -	起債 328,000	その他 800	一般財源 12,200
事業内容 (目的) (対象) (方法等)	<p>1 目的 府有施設に設置されたブロック塀等で、現行の建築基準法に適合していない148施設のうち、道路、保育園等に面するなど倒壊した場合に不特定多数への人的被害が生じる恐れが高い86施設について、大阪北部地震の教訓を踏まえ、緊急的な安全対策を図る。</p> <p>2 内容 ＜早期に対応が必要なもの＞ ○不特定多数の府民が往来する道路に面するもの ○公共施設、学校など不特定多数の府民が利用するもの ○その他、保育園など配慮を要する施設に隣接するもの</p> <p>＜主な整備箇所（9月補正）＞ 62施設 ○府有施設（下記以外） 15施設 山城家畜保健衛生所（畜産課）、視力障害者福祉センター（障害者支援課）等 ○教育施設（学校、その他） 24施設 清明高等学校、盲学校（管理課）等 ○警察施設 23施設 伏見警察署、嵯峨嵐山交番等（警察本部会計課）</p> <p>※上記のほか、既決予算で年度内に対応 24施設 <u>早急に対応が必要なものはすべて年度内に工事完了</u></p>				
担当課名	知事直轄組織 国際課 職員総務課 文化スポーツ部 文化政策課 大学政策課 健康福祉部 障害者支援課 家庭支援課 商工労働観光部 ものづくり振興課 労働・雇用政策課 農林水産部 畜産課 教育委員会 総務企画課 管理課 警察本部 会計課	電話番号	075-414-4311 075-414-4159 075-414-4281 075-414-4526 075-414-4596 075-414-4582 075-414-4852 075-414-5085 075-414-4983 075-414-5708 075-414-5768 075-451-9111（内線2260）		

平成30年度9月補正予算案主要事項説明

教育委員会

事業名	歴史的建造物等保存伝承事業費		新規・ 継続の別	継続																
予算額	123,000千円	国庫	起債	その他	一般財源															
	(③債務負担行為129,000千円)	—	—	123,000	—															
事業内容	<p>1 目的 文化財所有者からの受託による重要文化財建造物の保存修理を実施</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文化財の名称</th> <th>種別</th> <th>工事種別</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ちおんじ みえいどう 知恩寺 (御影堂他)</td> <td>重文</td> <td>屋根工事</td> <td>総門の本瓦葺替</td> </tr> <tr> <td>とうふくじ 東福寺 じょうらくあんきやくでん ふもんいん (常楽庵客殿 (普門院) 他)</td> <td>重文</td> <td>仮設工事</td> <td>客殿の仮設素屋根設置</td> </tr> <tr> <td>ちようちくきよ ほんや 聴竹居 (本屋他)</td> <td>重文</td> <td>左官工事等</td> <td>本屋及び閑室の壁等部分 修理</td> </tr> </tbody> </table>				文化財の名称	種別	工事種別	主な内容	ちおんじ みえいどう 知恩寺 (御影堂他)	重文	屋根工事	総門の本瓦葺替	とうふくじ 東福寺 じょうらくあんきやくでん ふもんいん (常楽庵客殿 (普門院) 他)	重文	仮設工事	客殿の仮設素屋根設置	ちようちくきよ ほんや 聴竹居 (本屋他)	重文	左官工事等	本屋及び閑室の壁等部分 修理
文化財の名称	種別	工事種別	主な内容																	
ちおんじ みえいどう 知恩寺 (御影堂他)	重文	屋根工事	総門の本瓦葺替																	
とうふくじ 東福寺 じょうらくあんきやくでん ふもんいん (常楽庵客殿 (普門院) 他)	重文	仮設工事	客殿の仮設素屋根設置																	
ちようちくきよ ほんや 聴竹居 (本屋他)	重文	左官工事等	本屋及び閑室の壁等部分 修理																	
目的 対象 方法等																				
担当課名	文化財保護課 建造物担当	電話番号	075-414-5898																	

平成30年度9月補正予算案主要事項説明

文化スポーツ部・教育委員会

事業名	文化財災害復旧事業費		新規・ 継続の別	新規																		
予算額	4,000千円	国庫	起債	その他	一般財源																	
	(うち教育委員会2,000千円)	-	-	-	4,000																	
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 目的 台風20号により被災した文化財の復旧に対して支援を実施する。</p> <p>2 事業概要 (1) 国・府指定等文化財の復旧支援 2,000千円 <input checked="" type="checkbox"/>教 (2) 未指定文化財等の復旧支援 2,000千円 <input checked="" type="checkbox"/>文</p> <p>3 主な被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>文化財の名称</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国指定等</td> <td><small>ちおんじあみだどう</small> 知恩寺阿弥陀堂</td> <td>瓦落下</td> </tr> <tr> <td><small>りようぎんあんほうじよう</small> 竜吟庵方丈</td> <td>軒先破損</td> </tr> <tr> <td><small>まんぶくじころう</small> 萬福寺鼓楼</td> <td><small>しつくい</small> 漆喰壁剥落</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">府指定等</td> <td>萬福寺境内</td> <td>土塀損傷</td> </tr> <tr> <td><small>たかじんじや</small> 高神社文化財環境保全地区</td> <td>倒木</td> </tr> <tr> <td><small>いさみてんまんくう</small> 生身天満宮文化財環境保全地区</td> <td>倒木</td> </tr> </tbody> </table>					区分	文化財の名称	被害状況	国指定等	<small>ちおんじあみだどう</small> 知恩寺阿弥陀堂	瓦落下	<small>りようぎんあんほうじよう</small> 竜吟庵方丈	軒先破損	<small>まんぶくじころう</small> 萬福寺鼓楼	<small>しつくい</small> 漆喰壁剥落	府指定等	萬福寺境内	土塀損傷	<small>たかじんじや</small> 高神社文化財環境保全地区	倒木	<small>いさみてんまんくう</small> 生身天満宮文化財環境保全地区	倒木
	区分	文化財の名称	被害状況																			
国指定等	<small>ちおんじあみだどう</small> 知恩寺阿弥陀堂	瓦落下																				
	<small>りようぎんあんほうじよう</small> 竜吟庵方丈	軒先破損																				
	<small>まんぶくじころう</small> 萬福寺鼓楼	<small>しつくい</small> 漆喰壁剥落																				
府指定等	萬福寺境内	土塀損傷																				
	<small>たかじんじや</small> 高神社文化財環境保全地区	倒木																				
	<small>いさみてんまんくう</small> 生身天満宮文化財環境保全地区	倒木																				
担当課・担当名	文化スポーツ部 文教課 宗教法人・文化財担当 教育委員会 文化財保護課 企画調整担当 建造物担当 記念物担当	課・担当 電話番号	7075-414-4521 7075-414-5896 7075-414-5898 7075-414-5903																			